

○ 解体業の変更等に伴う手続き

変更があった場合には、30日以内に変更届を提出しなければなりません。

- ・ 変更届（様式第七）と下記の必要書類を奈良市廃棄物対策課に提出してください。
- ・ 提出部数は正本1部、副本1部（正本のコピー可）の計2部です。

必要書類	変更事項								
	名称 氏名 住所	法定代理人 人が法人の場合は△含む)	法人の役員 (代表者を含む)	政令で定める使用人	法人の株主又は出資者	事業所の所在地	事業の用に供する施設	運搬車両	標準作業書の記載事項
変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<申請者が法人の場合>									
定款又は寄付行為	○	△							
登記事項証明書	○	△	○						
変更する代表者、役員、法定代理人、政令で定める使用人、株主又は出資者の <b>本籍地が記載された住民票</b> （外国人の場合は、国籍等が記載されたもの。株主又は出資者が法人の場合は、登記事項証明書）		△	○	○	○				
変更する代表者、役員、法定代理人、政令で定める使用人、株主又は出資者の <b>登記されていないことの証明書</b> （株主又は出資者が法人の場合は不要）		△	○	○	○				
株式の数又は出資の金額を記載した書類					○				
<申請者が個人の場合>									
本籍地が記載された住民票（外国人の場合は、国籍等が記載されたもの）	○								
変更する法定代理人、政令で定める使用人の <b>本籍地が記載された住民票</b> （外国人の場合は、国籍等が記載されたもの）		○		○					
登記されていないことの証明書	○	○		○					
解体業の用に供する施設(積替え・保管の場所を含む)の構造を明らかにする平面図・立面図・断面図・構造図及び設計計算書並びに付近の見取図						○	○		
施設の所有権（又は使用権原）の証明書 土地及び建物の登記事項証明書、貸借契約書の写し等						○	○		
運搬車両の車検証の写し、借用の場合は併せて車両使用承諾に関する証明書								○	
変更した標準作業書の写し									○

※ 登記事項証明書・住民票・登記されていないことの証明書は発行日から3ヶ月以内のもの